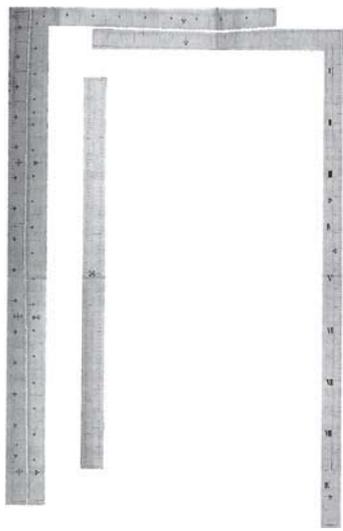


が、実地検査の基本は尺度にあり、まず尺度を正さなくては面積の精確な測定は保証できない。村々の規模では差が小さくても、県的な規模では一郷一村の差になりかねないだろう」と述べ、さらに

「尺度量衡の制度は近代国家には欠かせないもので、もしこの制度が無ければ、私欲を満たそうとする商人のために、良民はますます損害をこうむる事は必定である。これは文明の世にあるまじきことで、国はまず第一に尺度を確定し、人民が安心して職に従事生活できるようにすべきと考える…」と進言している。

さらに又三は、尺度の統一を訴えるばかりでなく、中国の古く五〇種類の尺度を比較図示し、また西洋各国の単位も調べ上げて百種類にも及ぶ単位を列挙し、



又三が提言した曲尺および帯衣尺（鯨尺）
・呉服尺の雛形と、在来の曲尺との比較図

遂には適当と考える「一尺」の長さを確定するまでに至った。

又三は「天下の重器」である尺度の統一こそが国のためとなる最緊急課題であると考えていた。さらに単なる民ではなく、政府に意見を述べる事ができるという国家の構成員として認められた喜び、それが又三たちの献身的な行動の支えになっていた。

明治政府は一八七五（明治8）年「度量衡取締条例」、そして一八九一（明治24）年に「度量衡法」を公布し、ようやく尺度が全国で統一されることとなった。その成立には又三の「尺度之議」建白が大きな影響を与えていた。

●又三その後

又三は建白のため頻繁に上京し、長い間家を空け、多くの金銭を費やしたので、妻は実家へ帰ってしまっていた。そのため、市川家の家督は弟に譲り、自らは妻の後を追って野沢に移り住んだ。

このような国家的事業に関わる活動を行っていたにもかかわらず、又三は建白活動の内容について親戚は勿論、家族にも知らせていなかったため、室町時代から続く裕福な市川家の家計が傾いた原因は、又三が相場で失敗したためだと、子孫には伝えられていた。

又三の建白活動から百年以上経った一九八六（昭和61）年、当時東京経済大学で日本の近代史を研究して

いた牧原憲夫助教が、野沢に住む又三の末裔を訪ねたことから、ようやくその業績が明らかとなった。

これにより又三は、世のために私財を投じて建白書を提出し、国の方針に影響を与えるような偉業に取り組んでいたことが、ようやく人々に知られるようになったのであった。



市川家に伝わる曲尺と矢立
(筆と墨壺を組み合わせた携帯用の筆記具)

(市川悦雄)

参考文献

牧原憲夫 『明治七年の大論争』 日本経済評論社

佐久の先人たち②

明治政府に尺度統一を建白した

いちかわまたぞう

市川又三

(1838~1909年)



明治のはじめ、市川又三はこれまでばらばらだった尺度を統一するため、私財を投じて再三にわたり政府へ建白書を提出した。こうした行動は後の「度量衡取締条例」や「度量衡法」制定へとつながることとなった。

●明治政府の政治方針

市川又右衛門こと又三は一八三八（天保9）年、佐久郡岩村田（現佐久市岩村田）に又右衛門こと又三郎とあいの間に四人兄弟の長男として生まれた。

一八六八（慶應3）年、又三が三〇歳になる頃、明治新政府は王政復古の号令のなかで、古くからのしきたりを変えるため、言論の道を開き国民の声を取り入れるので、身分にこだわらず、進んで政府に意見を出して欲しいという姿勢を示した。

こうした方針に深く感激した志ある人々は、政府に

意見を申し立てる建白書を提出するため、家業をなげうって東京に出ていった。又三もその一人であった。

●建白書提出の経過

又三には、小諸の大きな呉服問屋の養子となった弟がいた。その弟から地方によって尺度（寸法）がばらばらで統一されていないので、商売に苦労しているという話をよく聞かされていた。

広く国民の声を取り入れようとする政府の方針に共感していた又三は、尺度統一の建白を思いついた。

根々井塚原村（現佐久市）や追分村（現軽井沢町）等の仲間数人と、一八七〇（明治3）年に二回、その

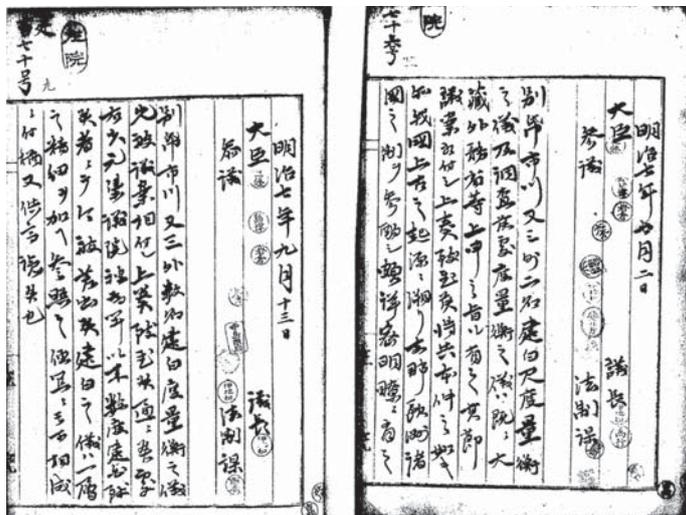


1874（明治7）年に提出した建白書
（国立公文書館蔵）

後健康を害しての中断があったが、一八七三（明治6）年とその翌年にもそれぞれ二回上京し、政府左院に建白書を提出した。

その都度、県権参事の添書の外に尺度の目論見・仕法書等を見

新たに書き直し、正副二通の建白書を繰返し提出している。



又三の建白書を政府内で閲覧したことを示す書類。
大臣（三条実美、島津久光、岩倉具視）、参議らの押印が見られる
（国立公文書館蔵）

この頃は長野と東京を結ぶ鉄道が無かったので、片道五、六日もかけて泊りがけで上京していた。また、建白書を提出した後も呼び出しがあり、時には一ヶ月も旅館で待機しなければならなかった。

●尺度統一の目的

又三が一八七四（明治7）年八月に明治政府に提出した建白書「尺度の再議」にはその目的として

「地租改正条例が出されて、宅地・田畑・山林等の実地検査が開始された。これは画期的な大事業である